

栄村議会議員倫理規程

平成30年9月4日
栄村議会内規

(目的)

第1条 この規程は、栄村議会議員（以下「議員」という。）が品位と名誉を損なうおそれのある行為及びその地位による影響力を不正に使用して自己に利益を誘導することのないよう必要な事項を定めることにより、村民の信頼に応え、もって公正で開かれた民主的な村政の発展に寄与することを目的とする。

(議員の責務)

第2条 議員は、村民全体の代表者・奉仕者として村政に携わる権能と責務を深く自覚し、常にその人格と倫理の向上に努め、地方自治の本旨に基づき、政治倫理基準を遵守して行動すること。

- 2 議員は、自らの行動を厳しく律するとともに、議会活動を優先して取り組むこと。
- 3 議員は政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、自ら真摯かつ誠実に事実を明らかにし、その責任を明確にすること。

(政治倫理基準)

第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守すること。

- (1) 議員の品位と名誉を損なう一切の行為を慎み、その職務に関して村民の信頼を損なう行為をしないこと。
- (2) 村（地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第3項に規定する法人、同法第244条の2第3項に規定する指定管理者、村が出資又は財政的援助等を行う団体を含む。以下同じ。）が行う許可、認可等の処分その他の行為、又は請負その他の契約に関し、その地位を利用して特定の者に有利又は不利となるような働きかけをしないこと。
- (3) 村及び村が出資又は財政的援助等を行う団体の職員（嘱託職員及び臨時職員を含む。以下同じ。）の採用、異動、昇格等の人事に関し、推薦、紹介等その地位を利用した不当な干渉を行わないこと。
- (4) 村及び村が出資又は財政的援助等を行う団体の職員の公正な職務執行を妨げ、又はその権限若しくはその地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。
- (5) 村職員に対し、勤務時間中に物品等の販売・集金を行わないこと。
- (6) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）で禁止されている寄付行為はもとより、政治活動に関し、政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄付等を受けないこと。
- (7) 法人の経営に携わる場合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2の規定を遵守すること。

(審査の請求)

第4条 議員が、この規程に違反していると認められるときは、議員3人以上の連署を持って、代表者から当該議員が倫理基準違反の事実を証明する書面を添えて、議

長に対して審査の請求をすることができる。

(審査委員会の設置等)

- 第5条** 議長は前条の規定による審査請求を受けたときは、これを審査するため、議会に栄村議会議員政治倫理審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。
- 2 審査委員会の委員は、5人以内とし、議員のうちから議長が議会運営委員会に諮って選任する。
 - 3 委員の任期は、当該審査請求の審査が終了するまでの間とする。ただし、議員の職を失ったときは、その日までとする。また、委員が欠けたときは、議長は、速やかに補欠委員を任命するものとする。
 - 4 審査委員会の委員は、審査委員会が当該事件の審査結果を議長に報告したときは、解任されるものとする。
 - 5 審査委員会の組織及び運営は、次に定めるところによる。
 - (1) 審査委員会に会長及び副会長各1名を置き、会長及び副会長は、委員の互選により定める。
 - (2) 審査委員会は、委員の過半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
 - (3) 審査委員会の議事は、出席委員の過半数以上の同意により決定する。
 - 6 審査委員会の会議は、原則公開とする。ただし、出席委員の過半数以上の同意を得て、非公開とすることができる。
 - 7 審査委員会の委員は、職務上知りえた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(審査委員会の調査)

- 第6条** 審査委員会は、付託された審査請求の審査を行うため、当該審査請求の対象となっている議員(以下「対象議員」という。)及び関係者に対し、審査請求並びに事情聴取など必要な調査を行なうことができる。
- 2 対象議員は、審査委員会において弁明しようとするときは、弁明を記載した書面を審査委員会に提出しなければならない。
 - 3 審査委員会は、審査のために必要があると認めるときは、学識経験者から意見を聞くことができる。

(審査結果の報告)

- 第7条** 審査委員会は審査が終了したときは、議長に対して審査結果の報告書を提出するものとする。
- 2 議長は、前項の報告書が提出されたときは、その審査結果を対象議員に文書で通知するものとする。

(補則・委任)

- 第8条** この規程に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成30年9月4日から施行する。